

令和2年度 公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構 海外特許等出願支援事業費補助金 【2次募集】 — 公 募 要 領 —

—海外特許等を出願する中小企業者に経費の一部を助成します!—
—コーディネーターによるハンズオンサポートも受けることができます!—

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構では、海外の特許出願等を行う浜松市内の中小企業者等に対して、事業展開を拡大し、地域産業の振興及び雇用の拡大を図る目的で、経費の一部を助成します。また、財団コーディネーターによる多岐に渡るサポートを受けることができます。

1 補助対象者

次の全てに該当する中小企業者等

- (1) 市内に本社機能を有する中小企業者、個人事業者及びそれらで構成される共同体
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 給与所得者を雇用する場合、市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けていること
- (4) 当該年度に海外特許等出願費に係る本補助金の交付決定を受けていないこと
- (5) 反社会的勢力に関わっていないこと

※中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とします。

2 補助対象事業

補助金の交付決定の日から令和3年2月末日までの間に(1)～(3)の手続きが完了する海外特許等(特許、実用新案、意匠、商標)の出願を対象とし、補助対象年度内に事業が完了するもの。

※ 但し、海外特許出願等の基礎となる日本出願を海外特許出願等と同時期に行う場合は、補助金の交付申請の日から令和3年2月末日までとする。

- (1) 日本出願を基礎出願とする海外特許庁への出願又はPCT出願における指定国移行手続き(PCT出願そのものは対象外)
- (2) マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願
- (3) ハグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録出願

※ 基礎出願1件(関連する複数の基礎出願をまとめて、複合優先する場合を含む)につき1申請とします。

※ 他の団体等から助成を受ける場合は、その金額を補助金交付額から控除します。

3 補助対象経費

- (1) 外国特許庁への出願手数料
- (2) 現地代理人費用
- (3) 国内代理人費用
- (4) 翻訳費用
- (5) 外国における先行技術調査費用

※ 通信運搬費、各種税金、振込・送金手数料、海外渡航費及び出願審査請求費用等は補助対象外とする。

4 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内 上限50万円

5 申請手続き等の概要

- (1) 受付
公募開始 令和2年6月1日(月)
公募締め切り 令和2年6月30日(火)午後5時 ※必着
受付時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで(祝日除く)

(2) 提出書類

- ・ 交付申請書（第12号様式）
- ・ 定款の写し又は履歴全部事項証明書と会社概要が確認できるパンフレット等
- ・ 直近2期分の決算書
- ・ 市納税証明書
- ・ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- ・ 補助対象経費の見積書等の写し
- ・ 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願書類の写し
- ・ 国内における先行技術等の調査結果が確認できるもの
又はPCT出願における国際調査が実施されている場合には、その報告書の写し
- ・ 共同出願の場合は、経費負担及び権利の持分比率について規定した契約書、覚書等の写し
- ・ 暴力団排除に関する誓約書（第2号様式）
- ・ その他機構が必要と認める書類

(3) 採択の決定

書面審査で採択を決定します。※申請内容に関してヒアリングを行うことがあります。

(4) 通知

採択又は不採択の決定は、申請者あてに書面で通知します。

(5) 申請受付先及び問合せ先

公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構 大河原、石井

TEL : 053-489-8111 / FAX : 053-450-2100

HP : <http://www.hai.or.jp/> E-mail : search@hai.or.jp

海外特許等出願支援事業費補助金の流れ（令和2年度）



ハンズ オン サポート

～ コーディネーターによるきめ細やかなアドバイスをを行います ～

本補助金の採否にかかわらず、公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構のコーディネーターが、中小企業者の特許出願等の取り組みに対するサポートを継続的に行います。また、中小企業者の希望により、弁理士等の専門家派遣制度を活用し、専門家のアドバイスを受けることもできます。お気軽にご相談下さい。

ハンズ オン サポートの概念図

